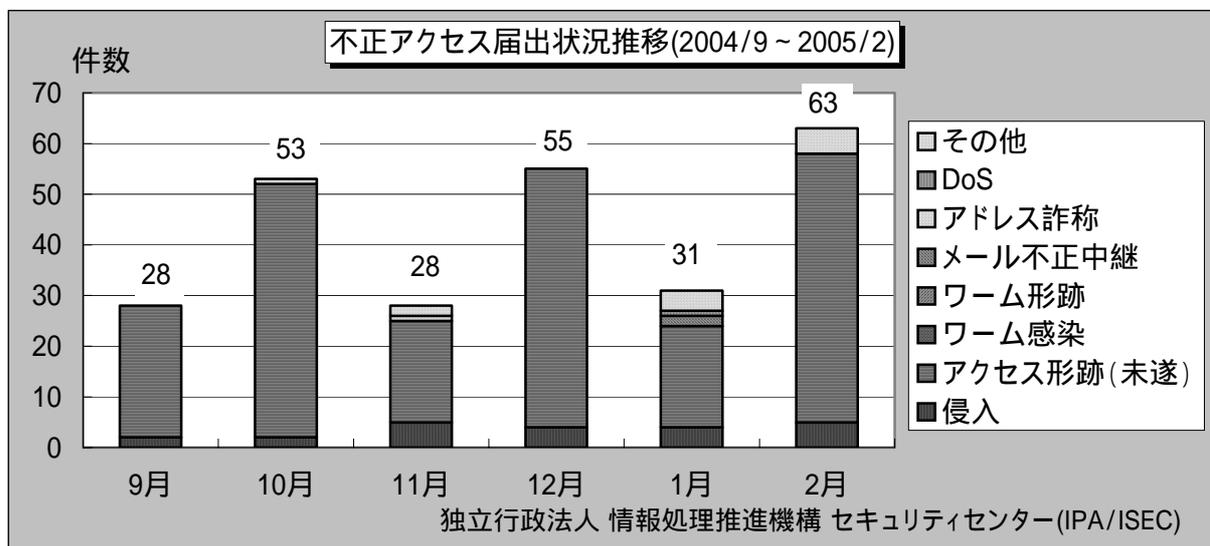


コンピュータ不正アクセスの届出状況について〔詳細〕

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	9月	10月	11月	12月	1月	2月
侵入	2	2	5	4	4	5
アクセス形跡(未遂)	26	50	20	51	20	53
ワーム感染	0	0	0	0	0	0
ワーム形跡	0	0	0	0	0	0
メール不正中継	0	0	0	0	2	0
アドレス詐称	0	1	1	0	0	0
DoS	0	0	0	0	1	0
その他	0	0	2	0	4	5
合計(件)	28	53	28	55	31	63

注) 網掛け部分は被害がある届出種類、「その他」は被害ありと被害なしの場合あり

(3) 届出者別件数

個人ユーザからの届出が、84.1%を占めています。

届出者	届出件数					
	2005年2月		2005年1月(前月)		2004年2月(前年同月)	
一般法人ユーザ	8	12.7%	5	16.1%	4	10.8%
個人ユーザ	53	84.1%	22	71.0%	33	89.2%
教育・研究機関	2	3.2%	4	12.9%	0	0.0%

(4) 被害原因別件数

2月に届出された被害原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が3件、古いバージョン・パッチ未導入が1件、設定不備が1件でした。

原因	届出件数					
	2005年2月		2005年1月(前月)		2004年2月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	3	33.3%	3	33.3%	1	25.0%
古いバージョン・パッチ未導入	1	11.1%	1	11.1%	1	25.0%
設定不備	1	11.1%	2	22.2%	0	0.0%
不明・その他	4	44.4%	2	22.2%	2	50.0%
原因なし	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%

2.2月に掲載した脆弱性情報

2月にIPAにて掲載した脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

Microsoft

- ・ マイクロソフト社 ASP.NET パス検証の脆弱性 (MS05-004)
- ・ マイクロソフト社 Microsoft Office XP の脆弱性 (MS05-005)
- ・ マイクロソフト社 Windows SharePoint Services および SharePoint Team Services の脆弱性 (MS05-006)
- ・ マイクロソフト社 Windows XP の脆弱性 (MS05-007)
- ・ マイクロソフト社 Windows シェルの脆弱性 (MS05-008)
- ・ マイクロソフト社 Windows PNG 処理の脆弱性 (MS05-009)
- ・ マイクロソフト社 ライセンスログサービスの脆弱性 (MS05-010)
- ・ マイクロソフト社 サーバメッセージブロックの脆弱性 (MS05-011)
- ・ マイクロソフト社 OLE および COM の脆弱性 (MS05-012)
- ・ マイクロソフト社 DHTML 編集コンポーネントの脆弱性 (MS05-013)
- ・ マイクロソフト社 Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS05-014)
- ・ マイクロソフト社 ハイパーリンクオブジェクトライブラリの脆弱性 (MS05-015)
- ・ マイクロソフト社 SMTP の脆弱性 (MS04-035) : 更新

Apple

- ・ Apple 社の Mac OS X 向け Java1.4.2 に脆弱性

HP

- ・ ヒューレット・パカード社の HTTP サーバにバッファオーバーフローの脆弱性

Cisco

- ・ Cisco 社の ACNS に複数の脆弱性

Symantec

- ・ シマンテック社 Norton AntiVirus 等のスキャンエンジンに脆弱性

Trend Micro

- ・ トレンドマイクロ社のアンチウイルス製品にバッファオーバーフローの脆弱性

F-Secure

- ・ エフ・セキュア社のアンチウイルス製品にバッファオーバーフローの脆弱性

Qualcomm

- ・ Qualcomm 社の Eudora に脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2005 年 2 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0502.html>

・ コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされています。

IPA では、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第 3 6 2 号 平成 8 年 8 月 8 日制定
- ・ 通商産業省告示第 5 3 4 号 平成 9 年 9 月 24 日改訂
- ・ 通商産業省告示第 9 5 0 号 平成 12 年 12 月 28 日改訂
- ・ 経済産業省告示第 3 号 平成 16 年 1 月 5 日改訂

お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

花村 / 加藤 / 内山

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp